

中小企業庁長官  
野原 諭 様

中東情勢を踏まえた物資・資材の  
確保体制強化及び安定供給に向けた提案

令和8年8月

岐阜県知事 江崎 禎英

中東情勢の緊張の高まりに端を発した国内経済への影響に関しては、関係閣僚会議などを通じた総理のリーダーシップのもと、資材供給の円滑化や価格高騰対策をはじめ、様々な対策を迅速に講じていただいております、こうしたご尽力に対し、心から敬意を表します。

一方、影響が顕在化し始め、約5か月経過した今なお、県内事業者からは、「必要な資材が納品されず、業務に支障が出ている」「価格高騰が続いている」といった切実な声が聞かれるなど、抜本的な状況改善が見通せず、依然、県内事業者の懸念は払拭されていない状況です。

こうした問題意識のもと、岐阜県では去る5月に、国に対し、いち早く「中東情勢に関する緊急要望」を行いました。その中で、本県独自の項目である「流通の目詰まり解消に向けた資材備蓄の取組」につきましては、より具体的かつ実効性のある制度提案とするため、商工、土木、建築、農林業、医療、福祉等の幅広い分野の業界団体へのヒアリングを重ね、先進事例の調査を実施しました。

業界団体からは、自らが物資・資材を確保するといった取組への支援に加え、国が主体となって資材やナフサ等原油の備蓄等を実施することを求める声も多く聞かれ、流通の目詰まり解消及びその防止には、国と地域が一体となって様々な取組を進めていくことが重要であると改めて認識したところです。

一定程度の物資・資材を平時から確保・備蓄しておく取組を進めることは、在庫を持たない効率性重視のビジネスモデルを見直すまたとない機会であり、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などへの備えとしても有効であると考えます。

加えて、先般策定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」の重要項目の一つである「経済安全保障の強化」とも方向性を一にするものです。

このため、今月にもとりまとめが予定されている「エネルギー需給構造強靱化のための総合パッケージ」への反映も念頭に、中東情勢を踏まえた物資・資材確保体制の強化及び安定供給に向けた下記の施策について、御検討をお願いいたします。

## 記

### 1 地域の業界団体による物資・資材確保体制構築に係る支援

「流通の目詰まり」が生じやすい産業構造の改善を図るため、組合など地域の中立的な業界団体が中心となって行う、平時からの物資・資材確保に向けた以下の取組に対し、財政面等から支援すること。

- (1) 地域の業界団体が平時から物資・資材を確保・備蓄し、緊急時には地域の事業者にも合理的な価格で供給する取組。【業界団体備蓄型】
- (2) メーカーや卸売事業者が保管・管理を行う前提で、地域の業界団体が平時から確保している物資・資材について、緊急時には地域の事業者にも合理的な価格で供給する、いわゆる流通備蓄の取組。【流通備蓄型】
- (3) 地域の業界団体が中心となり、各事業者の在庫状況を平時から把握し、緊急時に事業者間で物資・資材を融通し合う体制を整備する取組。【事業者相互融通型】

加えて、国際的な情勢不安や災害時における資材不足は、あらゆる分野・業種で発生しうる共通の課題である。このため、物資・資材確保に係る支援制度の創設にあたっては、特定の分野・業種に限定することなく、幅広い分野で活用が可能となる、柔軟な支援策とすること。

## 2 国による流通の目詰まり解消及び目詰まりを防止する施策の実施

今回の中東情勢の影響を受けた石油由来製品等の流通の目詰まり解消や、今後発生しうる同様の事態を防止するため、国において以下の取組の実施を検討すること。

- (1) 医療用資材において既に実施されている、平時から国が物資・資材を確保し、緊急時においてニーズに応じて放出を行う取組の拡充。

**【物資・資材等国家備蓄型】**

- (2) 現行の石油備蓄法や経済安全保障推進法において備蓄の対象外とされる、ナフサやその中間財などの原料等についても、法改正により対象とするなど、官民が連携して備蓄し、緊急時に備える取組。

**【原油等国家備蓄型】**

- (3) シンナー・塗料等において今回実施された、緊急時に国から直接販売を行う取組の拡充。

**【国(メーカー)直販型】**

- (4) コロナ禍において、高力ボルトの在庫が枯渇した際に国が実施した、重複発注や水増し発注を抑制するための手法（標準的な発注様式を作成し、業界全体の受発注方法を共通ルール化）を用いた緊急時の適正発注の取組。

**【適正発注促進型】**

## 3 企業主体の物資・資材確保体制構築に係る支援

今後発生しうる物資・資材の流通の目詰まりを防止するため、サプライチェーンの中で、平時から委託事業者が中小受託事業者の物資・資材を備蓄する取組に対し、財政面等から支援すること。

**【サプライチェーン備蓄型】**

「中東情勢を踏まえた物資・資材の  
確保体制強化及び安定供給に向けた提案」  
補足説明資料

# Ⅰ 地域の業界団体による物資・資材 確保体制構築に係るスキーム案

- (1) 業界団体備蓄型
- (2) 流通備蓄型
- (3) 事業者相互融通型

# 地域の業界団体による物資・資材確保体制構築に係るスキーム案

## (1) 業界団体備蓄型

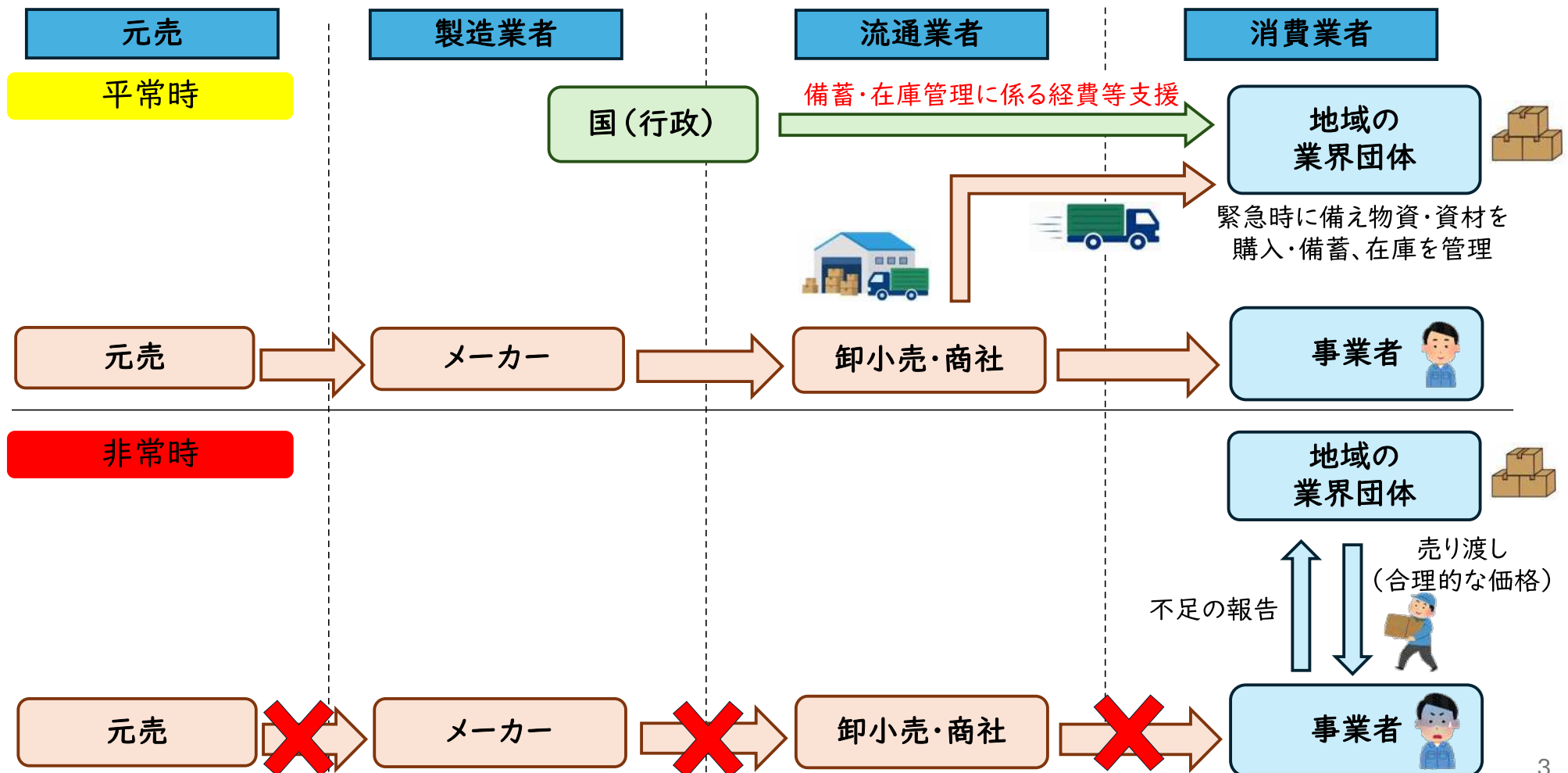
・地域の業界団体が平時から物資・資材を確保・備蓄し、緊急時に地域の事業者合理的な価格で供給する取組

### 【国に求める支援】

・倉庫借上、改修、危険物保管に係る設備・保険加入、在庫管理システムの導入・運用、在庫管理のための人員配置、在庫の入れ替え及び緊急時の物資・資材の運搬などに係る経費。

### 【業界団体からの声】

・普段から必要となる物資・資材を備蓄することで、買い占めや売り惜しみに伴う供給不足の対策となるのであれば、大変有効である。



# 地域の業界団体による物資・資材確保体制構築に係るスキーム案

## (2) 流通備蓄型

・地域の業界団体が必要な物資・資材を購入し、メーカー・卸売事業者等の民間事業者に寄託（預ける）。平時は通常の販売在庫と一体的に管理し、必要に応じて補充をしながら運用。緊急時には業界団体が返還要請を行い、事業者へ売り渡す。

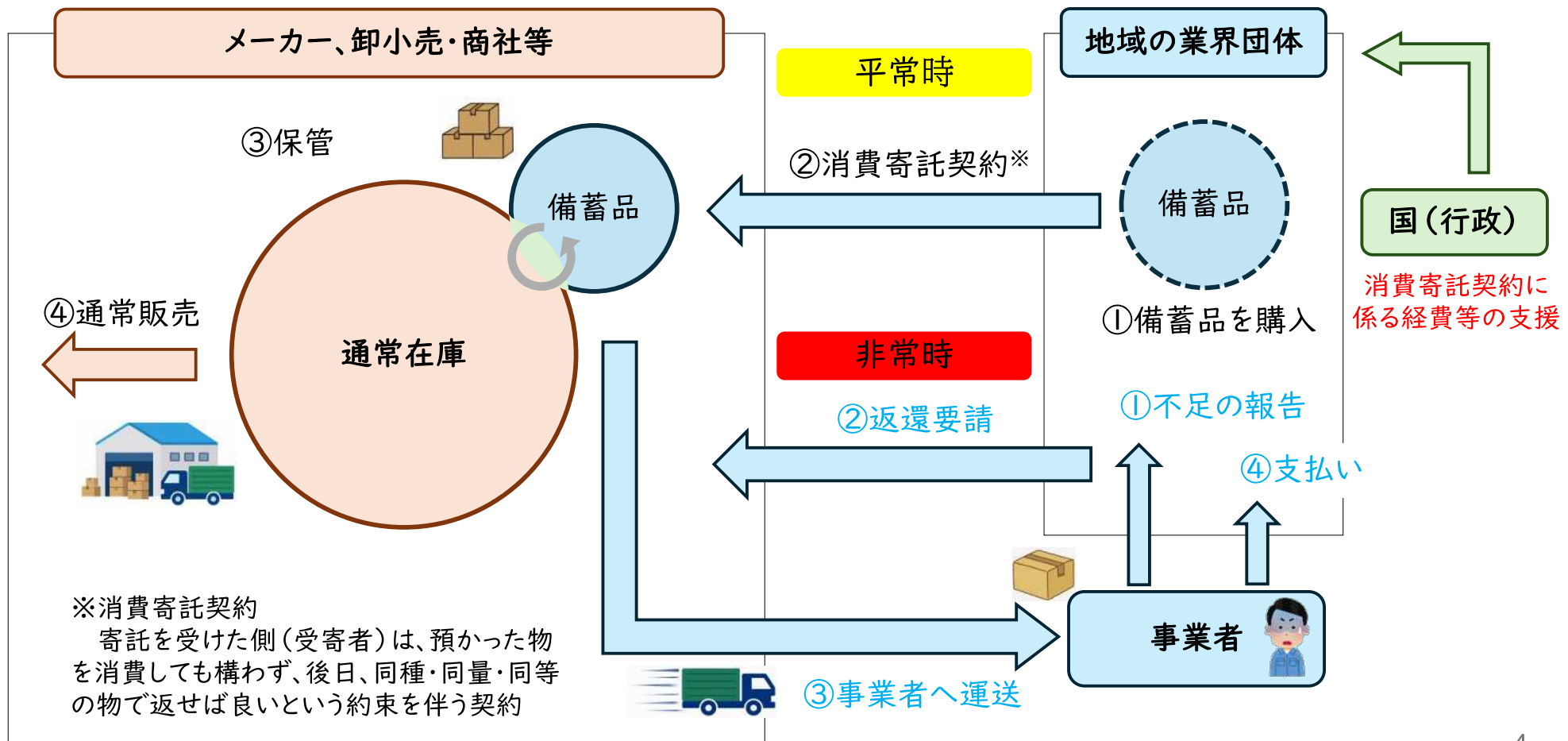
※衛生資材や災害用資材の備蓄スキームとして、自治体や業界団体において活用事例あり。

### 【国に求める支援】

・流通備蓄開始時の備蓄品の購入経費及び保管料、送料、保険料などの消費寄託契約に係る経費。

### 【業界団体からの声】

・保管場所や物資・資材の入れ替えといった懸念がなく、取り組みやすい。一方で、卸売事業者やメーカーの協力が得られるかが課題。



# 地域の業界団体による物資・資材確保体制構築に係るスキーム案

## (3) 事業者相互融通型

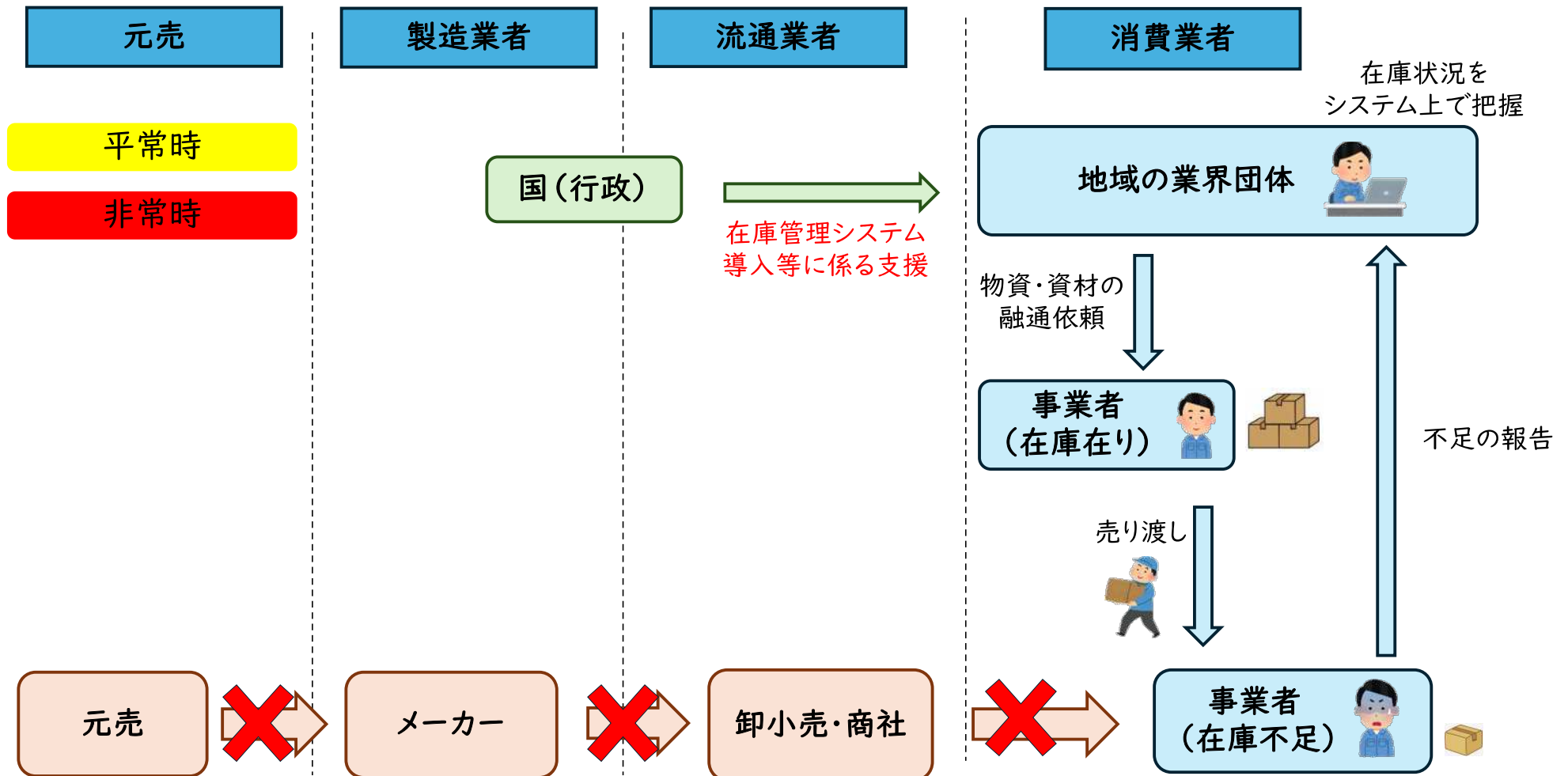
・地域の業界団体を中心に、各事業者の在庫を平時から把握。緊急時に事業者間で物資・資材を融通し合う体制を整備。

### 【国に求める支援】

・在庫管理システムの導入・運用に係る経費等。

### 【業界団体からの声】

・限られた地域内での取組であるが、在庫管理システムを導入し事業者間で融通しあう取組を実施しており、うまく機能している。



## 2 国による流通の目詰まり解消及び

### 目詰まりを防止する施策に係るスキーム案

- (1) 物資・資材等国家備蓄型
- (2) 原油等国家備蓄型
- (3) 国(メーカー)直販型
- (4) 適正発注促進型

# 国による流通の目詰まり解消及び目詰まりを防止する施策に係るスキーム案

## (1) 物資・資材等国家備蓄型

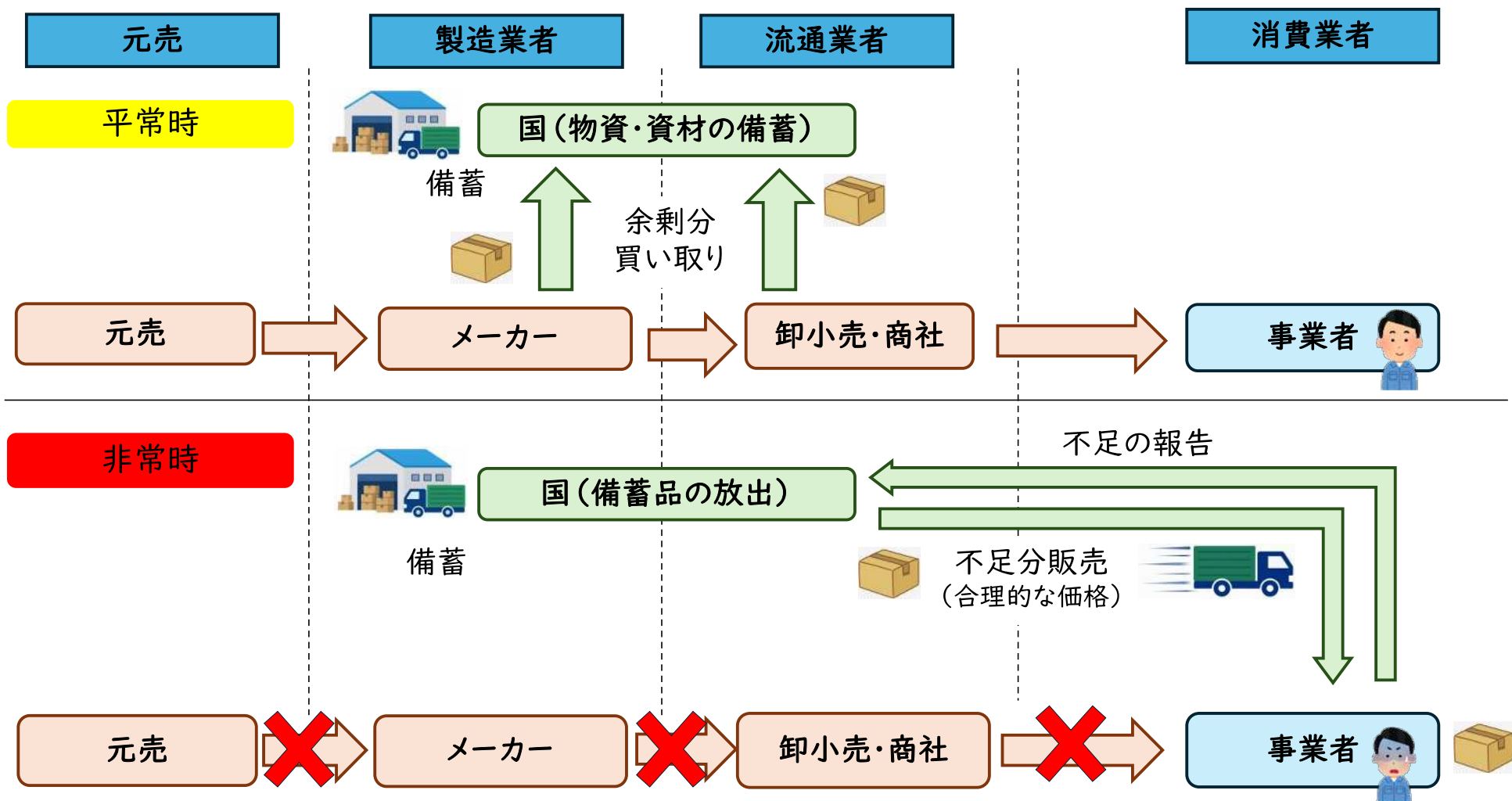
・平時から国が物資・資材を確保し、緊急時においてニーズに応じて物資・資材の放出を行う取組の拡充。

### 【業界団体からの声】

・国が平時から備蓄している感染症用のマスクなどを売り渡す対応については評価している。

### 【メリット・デメリット】

・物資・資材が不足している事業者に確実に供給できる一方、多種多様な物資・資材を備蓄するには限りがある。



# 国による流通の目詰まり解消及び目詰まりを防止する施策に係るスキーム案

## (2) 原油等国家備蓄型

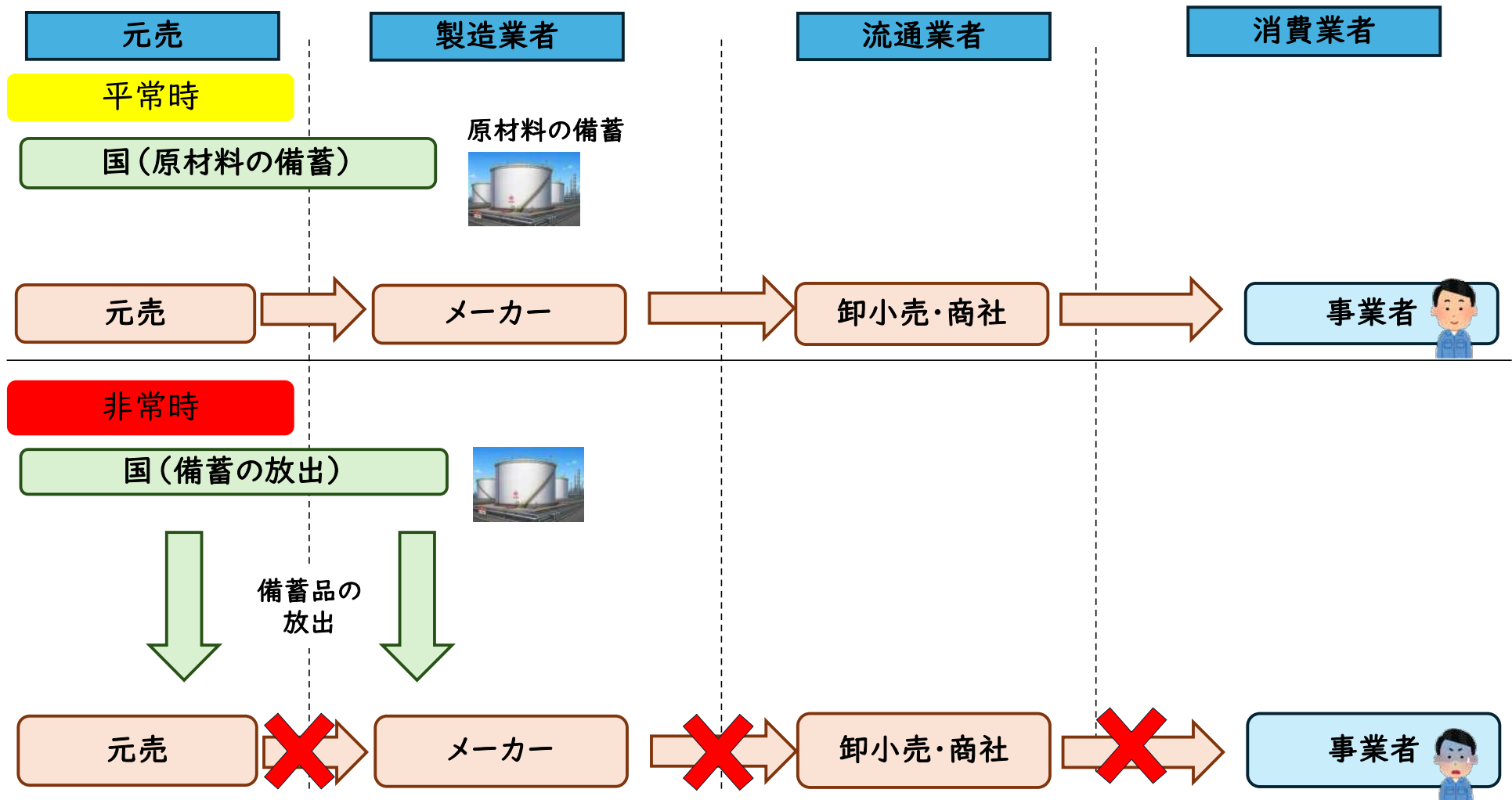
・現行の石油備蓄法や経済安全保障推進法において備蓄の対象外とされる、ナフサやエチレン、トルエンといった中間財などの原料等についても、法改正により対象とするなど、官民が連携して備蓄し緊急時に備える取組

### 【業界団体からの声】

・製品化された多種・多様な物資・資材を備蓄するよりも、原料など加工前の段階で備蓄する方が効率的ではないか。

### 【メリット・デメリット】

・製品化された物資・資材を備蓄する場合と比較して効率的。一方、ナフサ等の備蓄については、専用施設や高度な管理技術が必要。



# 国による流通の目詰まり解消及び目詰まりを防止する施策に係るスキーム案

## (3) 国(メーカー)直販型

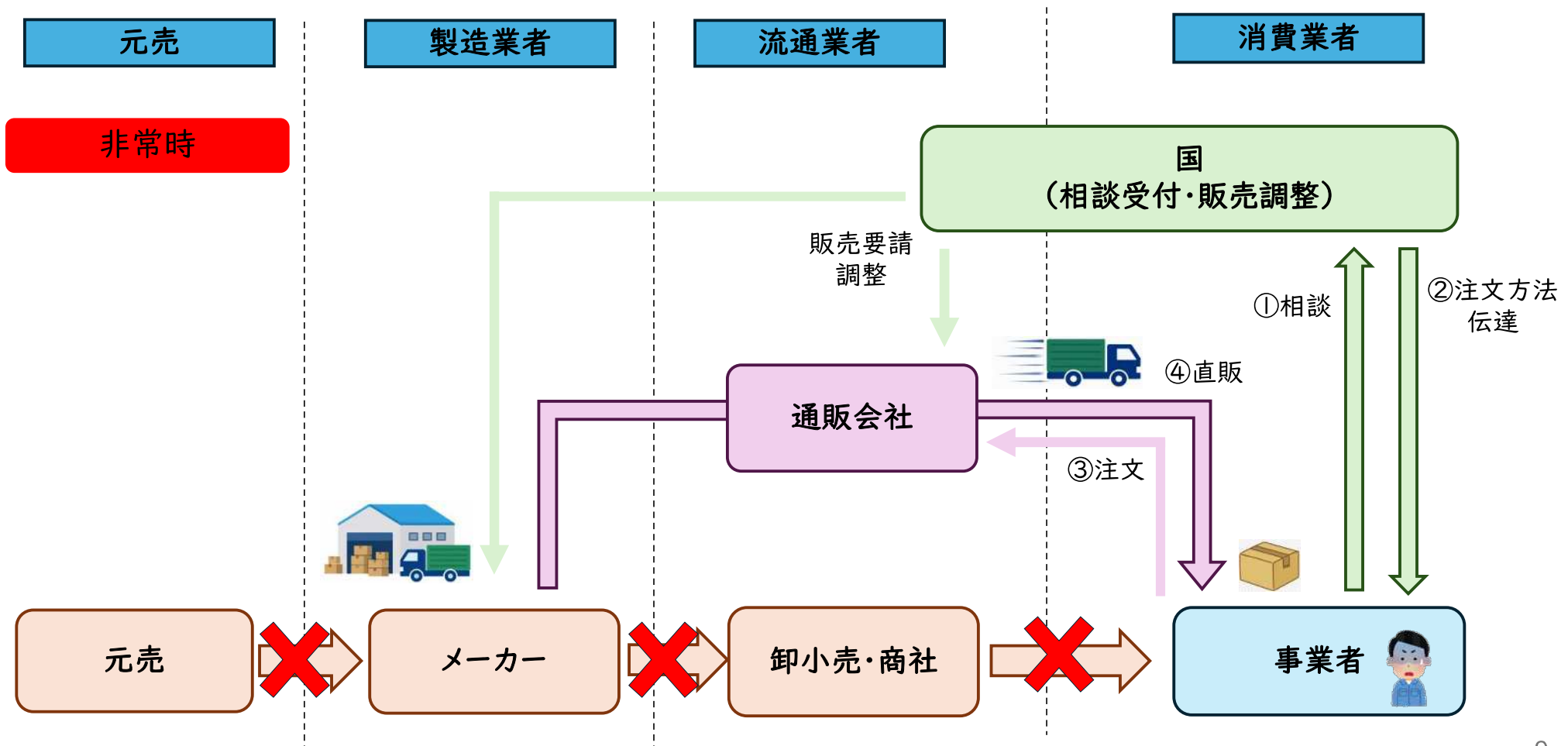
・シンナー・塗料等において今回実施された、緊急時に国から直接販売を行う取組の拡充。

### 【業界団体からの声】

・緊急時には、こうした極限まで流通段階を省いた手法に即効性があるのではないか。

### 【メリット・デメリット】

・すべての事業者を対象とできる。一方で、ニーズ把握や制度周知が難しいほか、適正な価格設定(高いと買ってもらえない。安いと注文が殺到してしまい、目詰まり解消に寄与しない)、卸小売・商社等の商業活動の圧迫に係る懸念が課題となる。



# 国による流通の目詰まり解消及び目詰まりを防止する施策に係るスキーム案

## (4) 適正発注促進型

・コロナ禍において高力ボルトの在庫が枯渇した際に国が実施した、重複発注や水増し発注を抑制するための手法※を用いた緊急時の適正発注の取組。

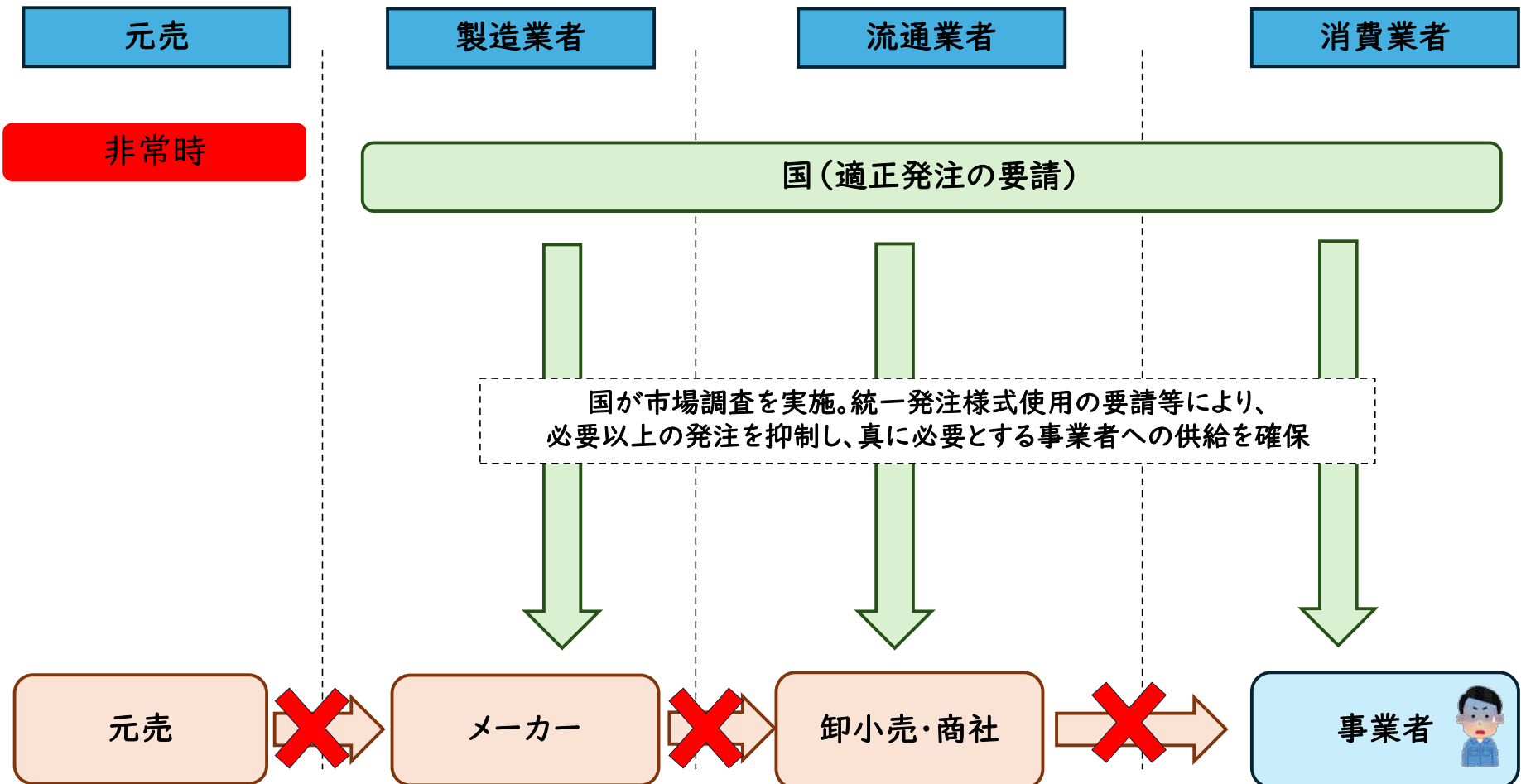
※標準的な発注様式を作成し、物件(工事)に紐づいた発注を原則とするなど、業界全体の受発注方法をルール化

### 【業界団体からの声】

・コロナ禍における高力ボルトの取組のように、過剰な発注や大手企業への供給の偏在を防ぐための管理・指導が効果的ではないか。

### 【メリット・デメリット】

・一定の効果が見込まれるが、あくまで要請であり強制力がない。また、小規模事業者の事務負担の増加につながる可能性がある。



## ■ 高力ボルト流通における現状

○鉄骨需要量から推定する高力ボルト需要量は、ひっ迫するほどの状況ではない

※関係者へのヒアリング等に基づく国土交通省による現状分析概要

○在庫の枯渇によって在庫販売から受注販売となった頃から、納期が長期化

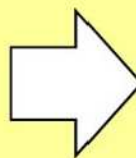
○市場が混乱し、需要側による自衛手段として、受注が未確定段階での先行発注、水増し発注や多方面への重複発注により、実需以上にボルトメーカーに注文が殺到している可能性が高い

## ■ 課題と対応方針

### <課題>

○取引においては、口頭或いはメール発注といった曖昧な契約形態の事案も存在

○高力ボルトが場合によっては物件（工事）に紐付いておらず、使用するタイミングが未確定のものが存在（重複発注、水増し発注の懸念）



### <対応方針>

○ボルトメーカーに対する「標準的な発注様式」を作成し、当該様式での適時的確な注文を促進

→「見積依頼（仮発注含む）」、「正式発注」の別、発注元の明確化により取引情報の精度を担保。

→発注情報を物件名（工事名）毎に記載することで使用するタイミングが明確になり、供給側は、実需に基づく生産が可能に。

## 参考：コロナ禍における高力ボルトの適正発注促進（（4）適正発注促進型 関係）②

国土建労第54号  
令和元年5月17日

建設業団体等の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局長  
野村 正史

高力ボルトの需給安定化に向けた契約適正化の対応について（協力要請）

平素より国土交通行政に対して多大なるご理解とご協力を賜り、また、高力ボルトの需給安定化に向けては、「高力ボルトの需給安定化に向けた対応について（協力要請）（平成31年12月26日国土建第345号、国土建整第72号）」により積極的にご対応いただき、感謝申し上げます。

さて、当省では、本年3月に、貴団体会員企業を含め、広く高力ボルトの需要側・供給側の企業に対して、2回目となる『高力ボルトの需給動向に関する調査』を実施しましたところ、昨年10月に実施した前回調査時よりも納期はさらに長期化し、調査対象工事の約9割が工期に影響が及んでいる状況が明らかになりました。

貴団体を含めた建設業者団体及び鉄鋼・ねじ関係業界に対する需給安定化に関する協力要請にもかかわらず、未だ高力ボルトの需給状況は、全国的にひっ迫傾向で、調達困難な状況が続いております。【別添1参照】

こうした状況を受け、当省では、経済産業省とも協力し、ボルトメーカー、鉄骨ファブリーケーター、建設業者それぞれから状況を聴取してまいりました。

現状において、建築着工統計等から推計した鉄骨需要量は近年上昇傾向であるものの、昨年度から続いている需給のひっ迫の状況ほど増加しているわけではないことから、実需に基づくものというよりは、むしろ市場の混乱による一時的な現象である可能性があります。

すなわち、鉄骨需要量の継続的な高まり等を反映して、供給側における販売用の高力ボルトの在庫が枯渇し、注文を受けてから生産するような対応に切り替わったため、需

要側は、これまでの商慣習どおりに注文しても必要量が確保できない状況になり、自衛的手段として、やむを得ず、工事受注前の未確定の段階で先行発注や水増し発注を行ったり、ボルト確保のために多方面へ重複発注を行っているものと考えられます。その結果、供給側の生産能力を大きく上回るような注文が殺到し、契約残が積み上がり、納期が大幅に遅れている可能性が高い状況であると考えられます。【別添2参照】

については、まずは、鉄骨ファブリーケーターや建設業者、ハウスメーカーなどの需要側である注文者それぞれが、ボルトメーカーの供給能力が基本的の実需に対し著しく下回っているわけではないということの認識を共有することが必要です。

そのうえで、当省では、具体的な対策として、需要側による先行発注、水増し発注、重複発注など不確定要素の高い発注を抑制し、ボルトメーカーが高力ボルトの具体的な納期、納入先等が明確な注文から優先的に供給できる環境を整えるべく、関係業界の意見を踏まえ、別添のとおり、高力ボルトの標準的な発注様式を作成致しました。【別添3参照】

需要側が高力ボルトを発注する際には、流通業者（商社、問屋、特約店）がボルトメーカーに対して本様式に基づいて注文ができるよう、本様式に必要な発注情報を網羅的かつ的確に受注者に提供することについて、特段のご配慮をお願い致します。

なお、本件については、高力ボルトの需要・供給・流通の各取引段階に関わるすべての者が共通ルールで受発注を行うことで初めて効果が発揮されるものであることから、供給側であるボルトメーカーにおいても、取引先である流通業者（商社、問屋、特約店）に対し、本様式又はこれに準じたものを活用するよう申し入れを行っていることを申し添えます。

また、国土交通省においても、工法の変化等に伴い、高力ボルトの需要量自体が変化している可能性もあり、今後、実需を把握するための調査を行う予定としていますので、調査への御協力をお願い致します。

併せて、本通知の趣旨や高力ボルトの標準的な発注様式の活用徹底につき、貴団体会員企業への周知についてもお願い申し上げます。

# 参考:コロナ禍における高力ボルトの適正発注促進((4)適正発注促進型 関係)③

## 発注様式

別添3

☐見積依頼(仮発注含む) ☐正式発注

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

|     |                  |  |   |
|-----|------------------|--|---|
| 発注日 | 西暦〇〇〇〇(令和〇)年〇月〇日 |  | 印 |
| 発注元 | 〇〇会社 〇〇支店        |  |   |
| 連絡先 | 住所               |  |   |
|     | 電話               |  |   |
|     | 担当者              |  |   |

### ■物件(工事)情報

|          |                |                             |                |  |
|----------|----------------|-----------------------------|----------------|--|
| 工事情報     | 対象物件<br>(対象工事) | 名称                          |                |  |
|          |                | 施主                          |                |  |
|          |                | 施工主(元請業者)                   |                |  |
|          | 工事分野           | 建築・土木・橋梁・店売(在庫)・輸出          |                |  |
|          | 納期             | (予定・決定) 西暦〇〇〇〇(令和〇)年〇月〇日 〇時 |                |  |
|          | 納入先            | 現場等                         | 施工現場, 倉庫(一時保管) |  |
| 住所(連絡先)  |                | 電話(携帯): - -                 |                |  |
| 納品時 特記事項 |                |                             |                |  |

### ■発注製品情報

| 行  | 品名 | 規格 | サイズ | 数量 | 単価(価格) | 重量 |
|----|----|----|-----|----|--------|----|
| 1  |    |    |     |    |        |    |
| 2  |    |    |     |    |        |    |
| 3  |    |    |     |    |        |    |
| 4  |    |    |     |    |        |    |
| 5  |    |    |     |    |        |    |
| 6  |    |    |     |    |        |    |
| 7  |    |    |     |    |        |    |
| 8  |    |    |     |    |        |    |
| 9  |    |    |     |    |        |    |
| 10 |    |    |     |    |        |    |
| 11 |    |    |     |    |        |    |
| 12 |    |    |     |    |        |    |
| 13 |    |    |     |    |        |    |
| 14 |    |    |     |    |        |    |
| 15 |    |    |     |    |        |    |
| 16 |    |    |     |    |        |    |
| 17 |    |    |     |    |        |    |

## 発注様式

別添3

### ■販売先情報

|       |                   |         |         |
|-------|-------------------|---------|---------|
| 販売先情報 | 需要家<br>(ファブリケーター) | 社名      |         |
|       |                   | 住所(連絡先) | 電話: - - |
|       | 流通(商社、問屋、特約店)     | 社名      |         |
|       |                   | 住所(連絡先) | 電話: - - |
|       | 流通(商社、問屋、特約店)     | 社名      |         |
|       |                   | 住所(連絡先) | 電話: - - |

(注)「販売先情報」の記載にあたっては、  
○発注元がファブリケーターの場合は、上記について記載必要無し。  
○発注元が問屋(特約店)の場合は、物件(工事)内容に関連する需要家(ファブリケーター)、流通(商社)を記載。

■下記条件をもって注文を受領致します。  
当社対応可能納期は、「 」といたします

|  |
|--|
|  |
|--|

|     |                  |  |   |
|-----|------------------|--|---|
| 受領日 | 西暦〇〇〇〇(令和〇)年〇月〇日 |  | 印 |
| 販売元 | 〇〇(株)            |  |   |
| 連絡先 | 住所               |  |   |
|     | 電話               |  |   |
|     | 担当者              |  |   |

### 3 企業主体の物資・資材確保体制構築 に係るスキーム案

○ サプライチェーン備蓄型

# 企業主体の物資・資材確保体制構築に係るスキーム案

## ○ サプライチェーン備蓄型

・サプライチェーンの中で、平時から委託事業者が中小受託事業者向けの物資・資材を確保・備蓄し、緊急時に払い出しを行う。

### 【業界団体からの声】

・それぞれのサプライチェーンにおいて、調達困難物資・資材の確保を通じた中小受託事業者への支援が既に行われているのではないか。

### 【メリット・デメリット】

・委託事業者とつながりの薄い中小受託事業者は、支援が行き届かない可能性がある。

